

## 地域デザイン総合支援業務委託 提案仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している地域デザイン総合支援業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

### 2 事業の目的

総人口が減少する一方、高齢者人口が増加しており、特に75歳以上の後期高齢者の増加による医療・介護の複合ニーズが高まることが見込まれている。また、同時に単身世帯や高齢者のみ世帯の増加も進むことから、生活支援のニーズが急速に高まると考えられており、従来のホームヘルプやデイサービスだけではなく、住民が実施する取組も含めた、多様な担い手による介護予防や生活支援の体制を地域全体で整備することを目的とした介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実が必要である。

このため、市町村が既存の総合事業を振り返り、目指す姿の実現に向けた地域に必要なサービスを創出・維持できるように、市町村を対象とした研修会及び伴走支援を実施する。

### 3 業務内容

#### (1) 研修会

- ア 総合事業に関する基礎的な知識の習得や、地域の現状・課題の整理を通じて、地域に必要なサービスや施策の方向性について検討することを目的とする。
- イ 開催時期は令和8年6月～7月とすること。
- ウ 対象者は県内市町村職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、生活支援コーディネーター等とすること。
- エ 実施内容は総合事業の基礎的知識およびロジックモデルに関する講義と、事業の振り返り及び地域課題の整理の演習を行うことし、講師及び具体的な内容については最適と考えられるものを提案すること。
- オ 実施方法は講義および演習を集合形式で行うこと。
- カ 研修会の効果を測定するため、アンケート等による評価を行うこと。

#### (2) 伴走支援

- ア 市町村の課題解決に向け、総合事業を中心に施策展開につながる支援を目的に実施すること。
- イ 対象は、県内の市町村とし、5市町村程度とすること。

- ウ 実施時期は令和8年9月～令和9年3月とすること。
- エ 支援内容として、市町村の現状に合わせ、ロジックモデル等を活用して実施するとともに、必要に応じて現地で支援すること。また、支援者及び具体的な内容については最適と考えられるものを提案すること。

#### 4 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては業務内容を理解し、常に県と密接な連絡を取り、誠実に履行すること。
- (2) 提案を求める項目については、事業の目的に照らし合わせて、各プロポーザル参加者の独自の手法や自由なアイデアを取り入れた内容を盛り込むこと。
- (3) 受託者は、業務実施準備から実績報告まですべての業務を行うこととする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- (4) 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、すべて受託者が負担する。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 著作権について  
当該委託事業の実施に伴う著作権は、原則すべて県に帰属するものとする。  
ただし、研修会等で使用する資料については除外する。なお、当該委託事業内で使用した資料については、出所を明示し、県の実施する業務範囲内において、受託者の承諾なく利用することができるものとする。
- (7) セキュリティ  
個人情報保護に関する法律や条令等、法制度に則り適切に管理すること。  
受託中に知りえた情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。  
また、当該契約が履行された後も後においても同様とする。

#### 5 実績報告及び成果品

受託者は業務内容の結果をとりまとめ、業務実績報告書を作成すること。  
なお、作成に当たっては、県と伴走支援対象町と事前調整し、経過等が明らかになるよう努めるとともに、得られた成果を今後も有効に活用できるように整理し、次年度以降の課題解決のために必要な事項等を明記すること。  
また、報告に当たっては、ここに示す事業実績報告書のみでなく、個別支援等の事業を実施するごとに、事業実施状況をメール等の方法により提出すること。

- (1) 業務実績報告書
- (2) その他県が必要と認める書類等

- (3) 提出時期 令和9年3月31日まで
- (4) 提出部数 各2部
- (5) 納入場所 福島県保健福祉部健康づくり推進課

## 6 その他

本仕様書に記載のない事項については、受託者と県が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施するものとする。